【昭和町】

整備計画・更新計画

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
① 児童生徒数	1941	2001	1925	1925	1899
② 予備機を含む整備上限台数	2232	2301	2213	1413（2213）	583（2183）
③ 整備台数（予備機除く）	0	0	707	680	512
④ ③のうち基金事業によるもの	0	0	707	680	512
⑤ 累積更新率	0	0	36.73	72.05	100.00
⑥ 予備機整備台数	0	0	93	120	72
⑦ ⑥のうち基金事業によるもの	0	0	93	120	72
⑧ 予備機整備率	0	0	11.63	15.00	12.33

※①～⑧は**未到来**年度等にあっては推定値を記入する

（端末の整備・更新の考え方）

本町では児童生徒数が今後、増加傾向であるため、令和８年度より端末の整備を開始し、令和１０年度までの児童生徒数を考慮し、整備更新を実施する。

（更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について）

○対象台数：2004 台

○処分方法

・使用済端末を公共施設、福祉施設や教育支援センターなどで再利用 ：30 台

・予備機、指導者用端末（非常勤講師等を含む）：500 台（令和 10 年度まで）

・小型家電リサイクル法の認定事業者に再使用・再資源化を委託 ：1974 台（令和 10 年度）

○端末のデータの消去方法 ※いずれかに○を付ける。

・自治体の職員が行う

⊙処分事業者へ委託する

○スケジュール（予定）
令和 9 年 1 月 新規購入端末の使用開始（800 台）
令和 10 年 1 月 新規購入端末の使用開始（800 台）
令和 10 年 7 月 処分事業者　選定
令和 11 年 1 月新規購入端末の使用開始（584 台）
令和 11 年 2 月 使用済端末の事業者への引き渡し

○その他特記事項
特になし